

公益社団法人京都府介護支援専門員会 代議員選任細則

(目 的)

第1 条 本細則は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という）定款第11条に基づき当法人の代議員（以下「代議員」という）の選任の規則を定めることを目的とする。

(配分)

第2 条 代議員は、当法人のブロックにおける、原則として任期満了する前年度の3月31日現在、正会員のうち選挙実施年度の会費納入者数（以下「算定基礎会員数」という）に応じて算出し、ブロックごとに配分する。

2. ブロックごとの代議員の数は、算定基礎会員数がおおむね50名以下の時は1とし、最低基礎会員数が50名を超える時は1を加え、以後算定基礎会員数が50名を増すごとにこれに1を加えた数とする。（別表）

(選出方法)

第3 条 代議員を選出するためブロックにおいて正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

2. 代議員は、正会員の中から選ばれることとし、正会員は、代議員選挙に立候補できるものとする。

3. 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。また、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

4. 代議員選挙は、2年に1度実施することとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員専任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法146条）についての議決権を有しないこととする。）

(報告)

第4 条 ブロックが代議員を選出したときは、委員長は速やかに本会会長に「代議員就任承諾書」を添えて届け出て、社員総会に報告する。

(任期)

第5 条 定款第11条第5項により、代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期（6年）を超えて選任されることはできない。

2 補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

(辞任)

第6条 代議員は、当法人を退会する時、その他やむを得ない事情があるとき、また当法人選出理事に立候補するとき、ブロック推薦理事に就任するとき、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は、別途総会開催通知に定める日、または選出理事立候補届出受理日以前に行わなければならない。

(解任)

第7条 代議員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その代議員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他代議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委任)

第8条 本細則に定めるもののほか、代議員の選任に関し必要ある場合は理事会がこれを定める。

(細則の改正)

第9条 この細則の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この細則は、平成26年1月28日から 施行する。
2. この細則の一部改定は、平成26年3月27日から 施行する。

別表

公益社団法人京都府介護支援専門員会のブロックごとの当法人代議員数は次の通りとする。

0～50	1 人
51～100	2 人
101～150	3 人
151～200	4 人
201～250	5 人
251～300	6 人
301～350	7 人
351～400	8 人
401～450	9 人
451～500	10 人
501～550	11 人
551～600	12 人
600～650	13 人
651～700	14 人
701～750	15 人
751～800	16 人
801～850	17 人
851～900	18 人
901～950	19 人
951～1,000	20 人